

産業廃棄物処分業許可証

住 所 海部郡蟹江町須成西十丁目 8 番地

氏 名 中部第一輸送 株式会社
(法人にあっては名称) 代表取締役 森 敏彦 様
(及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 神 田 真 秋

許可の年月日 平成 22 年 3 月 16 日
許可の有効年月日 平成 26 年 9 月 12 日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処分 (圧縮、破碎)

(2) 産業廃棄物の種類

ア 圧縮

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、
紙くず、木くず、繊維くず

以上 4 品目

イ 破碎

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、
紙くず、木くず、繊維くず、金属くず (自動車等破碎物を除く。)、ガラス
くず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの
を除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除
く。)

以上 6 品目

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 圧縮施設

ア 設置場所

弥富市荷之上町八平裏 3 1 9 番 1

イ 設置年月日

平成16年2月1日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）	192t/日（24t/時間）
紙くず	232t/日（29t/時間）
木くず	240t/日（30t/時間）
繊維くず	196t/日（24.5t/時間）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(2) 破砕施設

ア 設置場所

弥富市荷之上町八平裏334番1

イ 設置年月日

平成18年3月20日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）	4.568t/日（0.571t/時間）
紙くず	3.424t/日（0.428t/時間）
木くず	4.112t/日（0.514t/時間）
繊維くず	2.736t/日（0.342t/時間）
金属くず（自動車等破砕物を除く。）	10.08t/日（1.26t/時間）
ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）	10.96t/日（1.37t/時間）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成16年 9月13日 新規許可

平成22年 3月16日 更新許可

5 許可の申請がされた日における規則第10条の4第3項に掲げる基準への適合性の状況

該当なし

許可番号第 02320055145 号

6 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

複写無効

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 海部郡蟹江町須成西十丁目 8 番地

氏 名 中部第一輸送 株式会社

(法人にあつては名称)
及び代表者の氏名 代表取締役 森 敏彦 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 神 田 真 秋

許可の年月日 平成 21 年 1 月 14 日

許可の有効年月日 平成 25 年 11 月 29 日

1 事業の範囲

(1) 積替え、保管を除く。

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、木くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず
(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、
改築又は除去に伴つて生じたものを除く。)、及び陶磁器くず(自動車等破砕物
を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、鋳さい、がれき類(石綿含有産業廃
棄物を含む。)

以上 11 品目

(2) 積替え、保管を含む。

廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、
紙くず、繊維くず

以上 3 品目

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれ ぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上 げることができる高さ

(1) 所在地

海部郡蟹江町北新田二丁目 6 8 番 2

(2) 面積

8, 435m² (保管面積 100m²)

(3) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、繊維くず

(4) 保管上限

380m³

(5) 高さ

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成10年11月30日 新規許可

平成15年11月30日 更新許可

平成21年 1月14日 更新許可

5 許可の申請がされた日における規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

該当なし

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ ④

複写無効

許可番号 2100055145

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県海部郡蟹江町須成西十丁目8番地

氏 名 中部第一輸送株式会社
代表取締役 森 敏彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県西濃振興局長 豊田 良則



許可の年月日 平成18年11月26日

許可の有効年月日 平成23年11月25日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

燃え殻（自動車等破砕物を除く）、汚泥（自動車等破砕物を除く）、廃油（自動車等破砕物を除く）、廃酸（自動車等破砕物を除く）、廃アルカリ（自動車等破砕物を除く）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く）、紙くず（自動車等破砕物を除く）、木くず（自動車等破砕物を除く）、繊維くず（自動車等破砕物を除く）、動植物性残さ（自動車等破砕物を除く）、ゴムくず（自動車等破砕物を除く）、金属くず（自動車等破砕物を除く）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く）、鋳さい（自動車等破砕物を除く）、がれき類（自動車等破砕物を除く）

以上 15種類

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成13年11月26日 産業廃棄物収集運搬業許可（新規）

平成18年11月26日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）

5 許可の申請がされた日における規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

該当なし

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

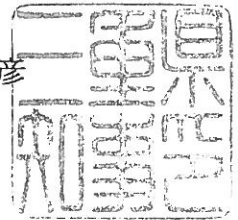
有 ・

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛知県海部郡蟹江町須成西十丁目 8 番地
氏名 中部第一輸送株式会社
代表取締役 森 敏彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 野呂 昭彦



許可の年月日 平成 22年 9月 3日
許可の有効年月日 平成 27年 8月 27日

1. 事業の範囲

(保管・積替えを除く。)

取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を含む。）、
がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。） 以上11種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築、又は除去
に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成12年 8月 28日 第2400055145号（新規）

平成17年 8月 28日 第2400055145号（更新）

5. 許可の申請がされた日における規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

該当なし

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有